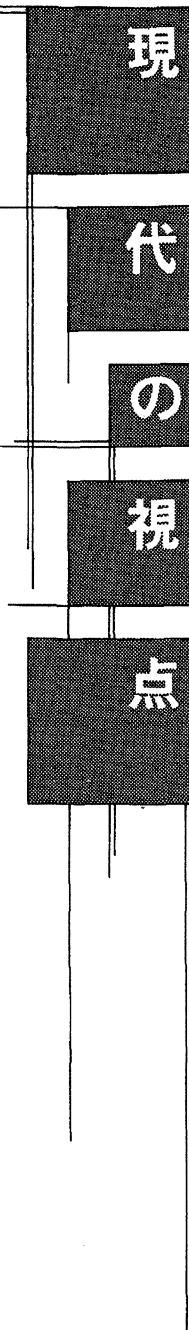


# 原発行政への司法審査のあり方 三つの原発訴訟最高裁判決から考える

三つの原発訴訟最高裁判決から考える



現代の視点

京  
東

現

代

視

七

福井大学教授  
首藤重幸

首藤重幸

一九八五年九月、総理大臣を被告とする高速増殖炉もんじゅの設置許可の無効確認を求める行政訴訟と、動力炉・核燃料開発事業団（動燃）を被告とする同じくじゅの建設差止めを求める民事訴訟が提起されてから七年。一九九二年九月二二日に、このうちの行政訴訟における入口論争（原告適格）に対して最高裁の判断が示されるところとなつた。以下では、この最高裁判決を紹介するとともに、つづいて出された同年一月二九日

## もんじゅ行政訴訟最高裁判決

最高裁判決のタイミング 1

現在、使用済み核燃料の再処理や輸送問題を含めてプルトニウム利用に否定的な国際的議論が高まり、最後まで残っていたバランスも高速増殖炉開発から事実上撤退するなかで、財界・行政主導の日本核燃料サイクル政策が国民的レベルで問い合わせなければならない状況をむ

の伊方（一号炉）原発最高裁判決と福島第二原発最高裁判決についても、もんじゅ裁判の観点から、その内容を見ていくこととする。

かえていいる。日本の核燃料サイクル政策のかなめである高速増殖炉もんじゅに対する行政訴訟の入口の門を開く今回の最高裁判決は、このような状況のなかで考えてみれば、かなりきわどいタイミングでもつて出されたことが理解できる。

日本の原発政策（特に後述のプルトニウム社会を選択するのか）の決定過程には、これまで議会レベルでも国民的レベルでも（情報公開と国民参加にもとづく）十分な民主的議論を経るシステムが保障されているとはいひ難い。このようなか、本来は正常な形態ではないのであろうが、我が国の原発政策への国民・住民参加は、原発裁判の場での情報開示と安全論争という形で、司法段階において代替的・事後的に補充されてきたことは否定できない。原発政策決定システムの現実を前提とする限り、原発問題のような政策選択（未来社会の形成）に係わる問題を裁判所に安易に持込むべきでないとの議論は、それ自体を独立して考えてならば正当な側面を有するとしても、

ウム社会を選択するのか）の決定過程には、現在の政治システムの中では、もんじゅ最高裁判決によって開始されたことになった行政訴訟での実体審理において明らかにされる行政（科学技術庁・原子力安全委員会）の安全審査の実態から提供される部分が少くないであろう。この意味で、もんじゅ最高裁判決は、我が国が直面するプルトニウム社会の選択をめぐる本格的な議論のスタートに、ぎりぎり間に合うタイミングで出されたものである。

## 2 最高裁判決の内容

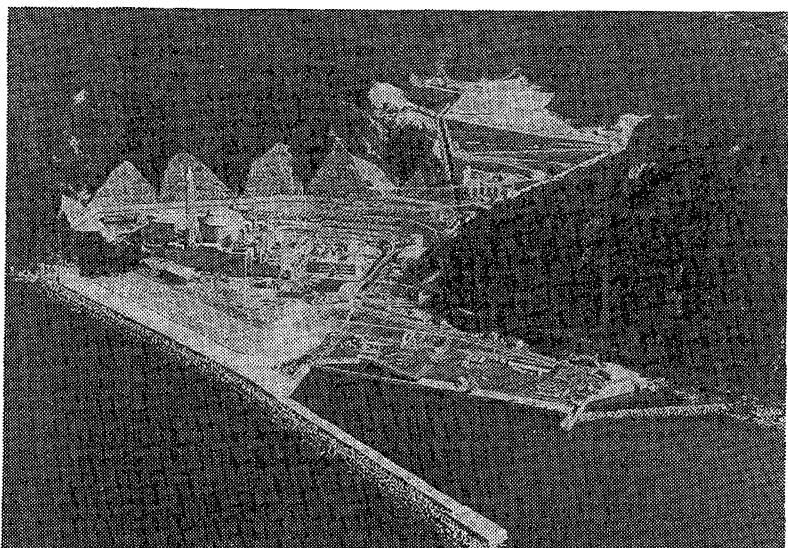
総理大臣の行つた高速増殖炉もんじゅの原子炉設置許可に対する無効確認訴訟において、第一審判決は、同時に提起された本件原子炉の建設・運転の差止めを

2 最高裁判決の内容

総理大臣の行つた高速増殖炉もんじゆの原子炉設置許可に対する無効確認訴訟において、第一審判決は、同時に提起された本件原子炉の建設・運転の差止めを

我が国における原発政策への国民・住民参加を実質的に著しく狭める結果になつてしまふ。<sup>(2)</sup>

## ◎現代の視点／原発行政への司法審査のあり方



## 高速増殖炉「もんじゅ」

を含むものであるとした  
そして、当該原子炉の種類、構造、規模等の具体的  
条件を考慮に入れながら原  
子炉からの距離関係を中心として考慮するならば、原  
告住民は事故による災害で直接的かつ重大な被害を受  
けることが想定される地域内（本件の場合、原子炉か  
ら五八キロメートルが最も遠距離）に居住していると  
して原告適格を認めた。

性を直接の視野に入れない安全審査となると、ダブル・チェックまでしてする原子炉設置許可（安全審査）の存在意義は無に等しくなることを考えれば、ほぼ予想されたところである。

通常の原発行政訴訟では、これまで原告適格をめぐる問題でなかなか本案審理に入れないという事態が存在し、このことが行政訴訟の救済制度としての存在意義を失わせ、国民の行政訴訟への信頼をなくさせる一因となってきた。この不信

3 最高裁半決の意義

求める動燃に対しての民事訴訟の方が原告住民にとって有効かつ適切な解決方法であるという理由で、本件無効確認訴訟は行政事件訴訟法三六条所定の要件を欠く不適法なものであるとして却下した。つづいて第二審判決は、本件原子炉から二〇キロメートル以内に居住する住民にのみ無効確認訴訟の原告適格を認めた。<sup>(3)</sup>

(1) 法律上の利益 もんじゅ最高裁

の取消を求めるにつき「法律上の利益を有する者」（行訴法九条）を「法律の保護する利益説」に立つて理解する。ついで、原発事故が発生した場合の原子炉施設の近くに居住する住民が被る直接的で重大な生命・身体的被害を考えると、原子炉等規制法は原子炉設置許可の要件規定（二四条一項三、四号）につき、不特定多数者の安全等の利益を一般的公益として保護するにどまらず、事故による災害で直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民の生命、身体の安全等を個々人の個別的に

の提起が可能であり、現に提起していることは本件無効確認訴訟の提起を許容しないことの根拠とすることはできないとしている。まず、行訴法三六条は「無効を前提とする現在の法律関係に關する訴え」が可能である場合には確認訴訟を許容しないと規定しているが、本件で同時に提起された動燃への民事差止訴訟はこれに該当しないとする。そのうえ訟はこれに該当しないとする。そのうえ、民事差止訴訟が無効確認訴訟よりも原子炉設置許可処分に起因する紛争解決にとつて直截的かつ適切なものであるとはいえないとして、この点でも民事差止訴訟の存在が無効確認訴訟の要件を欠くことの根拠とはなりえないとしている。

の深刻さは、本件もんじゅ行政訴訟において原告適格問題のみに七年の歳月が費やされ、もんじゅの建設も完成に近付いている現状を考えれば、容易に理解できよう。以上のような原告適格の問題は、今回の最高裁判決によってほぼ確定的に解消したと考えられる。周辺住民の一般的な原告適格が認められるとしても、具体的には個別の「原告住民が原子炉事故による災害で直接的かつ重大な被害を受ける距離内に居住しているか」の判定問題が残ることになるが、原発被害の距離的範囲 자체を裁判の争点とするべく、あえて遠距離の住民を原告に加えるような訴訟でない限り、この距離関係で深刻な問題が発生するとは思われない。

の提起が可能であり、現に提起していることは本件無効確認訴訟の提起を許容しないことの根拠とすることはできないと判示している。まず、行訴法三六条は、「無効を前提とする現在の法律関係に関する訴え」が可能である場合には確認訴訟を許容しないと規定しているが、本件で同時に提起された動燃への民事差止訴訟はこれに該当しないとする。そのうえに、民事差止訴訟が無効確認訴訟よりも原子炉設置許可処分に起因する紛争解決にとつて直截的かつ適切なものであるとはいえないとして、この点でも民事差止訴訟の存在が無効確認訴訟の要件を欠くことの根拠とはなりえないとしている。

### 3 最高裁判決の意義

今回の原告適格の承認については、これまでの伊方原発訴訟、東海第二原発訴訟、福島第二原発訴訟の下級審判決の流れや、そもそも周辺住民の個々人の安全性を直接の視野に入れない安全審査となると、ダブル・チェックまでしてする原子炉設置許可（安全審査）の存在意義は無に等しくなることを考えれば、ほぼ予想されたところである。

通常の原発行政訴訟では、これまで原告適格をめぐる問題でなかなか本案審理に入れないという事態が存在し、このことが行政訴訟の救済制度としての存在意義を失わせ、国民の行政訴訟への信頼をなくさせる一因となってきた。この不信

の深刻さは、本件もんじゅ行政訴訟において原告適格問題のみに七年の歳月が費され、もんじゅの建設も完成に近付いている現状を考えれば、容易に理解できよう。以上のような原告適格の問題は、今回の最高裁判決によってほぼ確定的に解消したと考えられる。周辺住民の一般的な原告適格が認められるとしても、具体的には個別の「原告住民が原子炉事故による災害で直接的かつ重大な被害を受ける距離内に居住しているか」の判定問題が残ることになるが、原発被害の距離的範囲自体を裁判の争点とするべく、あえて遠距離の住民を原告に加えるような訴訟でない限り、この距離関係で深刻な問題が発生するとは思われない。

行政事件訴訟法は無効確認訴訟の許容性につき補充性の要件を加重している。同法三六条は、「無効等確認の訴えは『当該処分又は裁決に続く処分より損害を受けるおそれのある者（積極要件①）』『その他当該処分又は裁決の無効等の確認を求めるにつき法律上の利益を有する者（積極要件②）』で、『当該処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えについて目的を達することができないものに限り（消極要件）』、提起することができます。」と規定する。無効確認をめぐる混乱は、そもそも消極要件が積極要件の双方の条件（一元説）とされるのか、それとも「積極要件②」のみの条件（二元

説）なかにについての理解の差異に由来する。そのうえに、消極要件の理解についてもさまざまに見解が分れる。今回の最高裁判決は、一元説に立ったうえで、

還元説（「無効を前提とする現在の法律関係に関する訴え」を当事者訴訟と争点訴訟として、この訴訟形式の選択＝還元が可能である場合には無効確認訴訟は許されないとする）と目的達成説（当事者が訴訟や争点訴訟への還元が可能であるとしても、それによっては原告の目的が達成できない場合には無効確認訴訟が許される）という消極要件の理解についての代表的な考え方のいずれによつても本件無効確認訴訟が許容されると判断したものである。三六条についての第一審判決の理解に対しても学界から厳しい批判を受けたことから、最高裁は三六条の消極要件の理解を疑問の余地なく明確に示しておく必要があつたものと思われる。

査について、裁判所はどこまで踏込んで審査することが可能か、もしくは踏込むことが許されるのかということである。

### 1 伊方最高裁判決

伊方原発（一号炉）最高裁判決によれば、原子力委員会もしくは原子炉安全専門審査会の専門技術的な調査審議および判断（現在は原子力安全委員会による）を尊重してなされる内閣総理大臣（現在は通産大臣）の原子炉設置許可は裁量行為（合理的な判断）としたうえで、この設置許可の審査方法について次のように判断する。

すなわち、以下の二つの要件を検討し、これをみたすことなくなされた行政（総理大臣）の許可処分は不合理な点があるものとして、違法と解すべきというものである。

### 巨大科学技術と司法審査の方式

もんじゅ最高裁判決によって、原発行政訴訟における入口問題たる原告適格論争には決着がつけられたが、このもんじゅ最高裁判決について原発行政裁判をめぐる最大の問題ともいべき点についての判断を示す二つの冒頭に示した最高裁判決が出されることとなつた。

この最大の問題とは、巨大で高度に専門的な科学技術の利用に対する安全性審査についての立証責任について

は、次のように判断している。

③当該原子炉施設の安全審査に関する資料をすべて被告行政の側が保持していることなどの点を考慮すれば、審査基準の合理性と判断過程の過誤は被告行政

が相当の根拠、資料に基づいて立証する必要がある（被告行政に立証責任）。

### 2 原発の司法審査の方式

さて、司法審査の方式については、その審査対象とする処分の性質に対応して、一方の極に裁判所が処分当時の行政の立場に立つて判断してみた場合の結論と実際の行政が選択した処分の結論が異なる場合には当該処分を違法とする実体的判断代置方式があり、他方の極に基本的には処分結果を尊重しながら内容に明らかな権限の逸脱や裁量の濫用が存在する場合にのみ当該処分を違法とする裁量濫用統制方式があつて、その中間に複数の審査方式が存在もしくは提案されている。その中間にあるものの代表的なものとしては判断余地説（実体的判断代置方式を原則としながら、いずれの主張も成り立つ場合には行政側の判断を尊重する）と、手続的実体審理方式（司法審査対象を法定手続要件の充足と行政の判断形成過程における公正な実体形成の障害となる行為の存在に限定）がある。

司法審査方式をめぐる一般的議論との関係でいえば、原発裁判については実体的判断代置方式を貫くことは困難な部分があるにしても、少なくとも判断余地説的なレベルが要求されるべきである。一般的なエネルギー計画の策定から原発の各段階の審査にいたるまで、原発の政策決定・安全審査等にわたる行政諸組織は原発推進メンバーのみで構成されており、現行の安全審査におけるダブルチェック（通産省等と原子力安全委員会のダブル審査）にしても二つの組織の審査委

力委員会もしくは原子炉安全専門審査会の調査審議において用いられた具体的な審査基準に不合理な点が存在しないか（審査基準の合理性）。

②本件原子炉がこの具体的な審査基準に適合するか否かを原子力委員会もしくは原子炉安全専門審査会が調査・審議・判断する過程に、看過しがたい過誤や欠落が存在しないか（判断過程の過誤）。

そして、この二つの要件を充足したものが依拠して行政の許可が行われていらるべきかについての立証責任について

## ◎現代の視点／原発行政への司法審査のあり方

員が重複しているような現状のなかでは、司法審査方式について手続的審査は、司法審査方式のみでよいといえるような基盤が存在していないと思われる。

さらに、原発による発電が開始されから今日まで運転や事故（特にスリーマイル島原発事故とチエルノブイリ原発事故、さらに高速増殖炉事故）についての経験も質・量ともにかなりの蓄積がなされてきており、もはや「現在」では原発裁判が科学裁判であるとしても「未来」科学裁判であるとは言い切れず、審査方式において具体的判断代置方式に接近する原発裁判を、裁判が科学の発展を阻止するガリレオ裁判の比喩で語ることは妥当ではない。この点では、原発訴訟における違法判断の基準時の問題とともに連するが設置許可の違法性を「処分時」で判断することになれば、許可の時までに存在する前述の経験や技術水準で判断されるのであるから、「現在」を基準にして司法審査方式を語ることはできないとの異論もある。しかし、原発裁判における違法性の存否は「判決時」で判断されるべきである。他の行政領域の裁判と異なり、このような基準が要請されるところに巨大科学技術施設裁判の特徴がある。

### 原子炉設置許可の安全審査の対象

員が重複しているような現状のなかでは、司法審査方式について手続的審査は、司法審査方式のみでよいといえるような基盤が存在していないと思われる。

さらに、原発による発電が開始されから今日まで運転や事故（特にスリーマイル島原発事故とチエルノブイリ原発事故、さらに高速増殖炉事故）についての経験も質・量ともにかなりの蓄積がなされてきており、もはや「現在」では原発裁判が科学裁判であるとしても「未来」科学裁判であるとは言い切れず、審査方式において具体的判断代置方式に接近する原発裁判を、裁判が科学の発展を阻止するガリレオ裁判の比喩で語ることは妥当ではない。この点では、原発訴訟における違法判断の基準時の問題とともに連するが設置許可の違法性を「処分時」で判断することになれば、許可の時までに存在する前述の経験や技術水準で判断されるのであるから、「現在」を基準にして司法審査方式を語ることはできないとの異論もある。しかし、原発裁判における違法性の存否は「判決時」で判断されるべきである。他の行政領域の裁判と異なり、このような基準が要請されるところに巨大科学技術施設裁判の特徴がある。

安全審査の範囲はどこまでかという問題

も、原発行政裁判の中心的争点である。

トイレなきマンションという比喩でいわるよう、たとえば特に使用済み核燃料の最終処分方法などについては、いまだ技術的に確立していない。原発を建設・運転することにより必然的に出てくる深刻な問題（最終処分方法等）が解決していないことを知りながら、そのうちに処分方法が確立されるであろうといふことで原発の建設は認めるというのでは、次世代の者に重大な危険と技術開発責任を押し付けるものとして無責任であるとの批判を免れないであろう。このよ

うなことから、原子炉等規制法は原子炉の設置から運転、廃炉、廃棄物の最終処分等にいたるまでの各段階ごとで行政による安全チェックのための許可制度を設けているが、最初の原子炉設置許可の段階では、最後の段階までの一応の安全確保技術の存在が確認もしくは見通されなければならぬとの主張が出てくるのは当然である。

### 1 伊方原発最高裁判決

この点についても伊方原発最高裁によれば次のように判示している。

原子炉等規制法は、その規制対象を製練事業（二章）、加工事業（三章）、原子炉の設置・運転等（四章）、再処理事業（五章）、核燃料物質等の使用等（六章）、国際規制物質の使用（六章の二）に分け

て指定・許可・認可等を受けるべきものとしているのであるから、四章の原子炉の設置・運転等の規制は他の各章の規制事項まで対象とするものではないことは明らかである。また四章の原子炉の設置・運転等の規制は、原子炉設置・変更の許可（二三～二六条の二）のほかに、設計・工事方法の認可（二七条）、使用前検査（二八条）、保安規定の認可（三七条）、定期検査（二九条）、原子炉解体の届出（三八条）等の各規制が定められており、これらの規制が段階的に行われることとされている。したがって、原子炉設置許可の段階では当該原子炉の基本設計のみが規制対象となるのであり、後続の設計・工事方法の認可の段階で規制対象とされる具体的な詳細設計・工事の方法は規制対象とならない。同じ主旨から、個体廃棄物の最終処分の方法、使用済燃料の再処理および温排水の熱による影響等にかかる事項も原子炉設置許可の段階の安全審査対象とはならない。

2 原子炉設置許可の安全審査の対象

すでに述べたように、原発がめぐり行くサイクルの諸過程に技術的安全確保がいまだ困難な段階が存在していることが判明しているにもかかわらず、とりあえず原子炉設置のみは許可するといふのは不合理である。それゆえ、結論のみ示せば、設置許可の段階で全サイクルの一応の安全確保技術の存在が検討されるか、

設置許可の前段階に全サイクルの一応の安全審査をなす「基本決定」というべきものが考えられなければならない。

さい」に

一九九二年の一〇月、日弁連公害対策環境保全委員会のヨーロッパ核燃料施設調査に同行させていただいたが、そこでは原発をめぐる情報公開や行政不服審査制度の活用、それに原発の開発・推進機関と安全審査機関の組織的分離等の点における我が国の不十分さを痛切に感じた。最後の点を日本流にいえば、ヨーロッパは原発の安全審査を環境庁（環境省に格上げすべき）が管轄することにしなければ、原発行政が進められないレベルに到達しようとしている。

(1) この象徴的なものが、まったく内容のない儀式と化している原子炉設置許可の前提として開催される公開ヒアリングである。この原発政策の決定過程の問題については、山村恒年「現代行政過程論の諸問題（二二）」自治研究六二巻四号八八頁以下参照。

(2) この点を厳しく指摘するものとして、藤田一良「原発裁判の現在と行方」法学セミナー四一七号四一頁参照。

(3) もんじゅ行政訴訟の争点と下級審の流れについては、もんじゅ訴訟弁護団「高速増殖炉もんじゅ控訴審判決の意味」法学セミナー四一七号四四頁以下参照。さらに第一審判決については、阿部泰隆・判例批

評・判例タイムズ六六三号四三頁以下、高木光「抗告訴訟と民事差止訴訟との関係」ジュリスト九〇五号六二頁以下、第二審判決については、高木光「原告適格を有する周辺住民の範囲」ジュリスト九四五号八二頁、拙稿「『もんじゅ』行政訴訟控訴審判決の検討」法律時報六一巻一二号四一頁以下参照。

(4) この流れについては、原告適格をめぐる一般的な問題の検討も含めて、阿部泰隆「原発訴訟をめぐる法律問題（一）」判例評論三四（判例時報一一四二）号一六四頁以下参照。さらに、伊方原発訴訟については、保木本一郎『原子力と法』二七五頁以下、ジュリスト六八号や判例時報八九一号の特集、東海第二原発訴訟については、原田尚彦「東海原発訴訟第一審判決の意味」ジュリスト八四三号七二頁以下、福島第二原発訴訟については、藤原淳一郎「福島第二原発訴訟第一審判決について」ジュリスト八二二号二六頁以下、高木光・行政判例研究・自治研究六一巻一二号一二八頁以下、高橋滋「最近の原発安全論争と原発訴訟判決」判例タイムズ七二六号三一頁以下等参考。

(5) 大西有二「高速増殖炉『もんじゅ』最高裁判決の位置づけ」ジュリスト一〇一三号八五頁は、最高裁判決が目的達成説を採用したものと評価している。

(6) この「現代の科学技術水準」という点は、違法性判断基準時に關する判決時説を採用したものと思われる。旧タイプの原発は、現代の科学技術水準によるならば許可されないのであると指摘されている。また最近、原子力安全委員会が、従来はタブーとされてきたバック・フィット（最新技術

水準による既存の旧いタイプの原発の見直し）の必要性を示すところとなつた。このように、長い運転や事故の蓄積を踏まえた原発の科学技術水準の急激な進歩を考慮と、長期化する原発裁判において、最高裁判決時説を採用したことの意義はきわめて大きい。他のすべての国が、経済的コストなどならんで解決できない技術上の難点を理由に高速増殖炉から撤退した事実は、判決時説を前提にするならば、もんじゅ訴訟に大きな影響を与えると思われる。

(7) この審査方式の類型と問題点の指摘は、阿部泰隆「原発問題をめぐる法律問題（三・完）」判例評論三二（判例時報一六三）号一八二頁以下白井皓喜「原発訴訟の審査方式」自治研究六八巻八号二七頁以下等が詳しい。藤原・前掲二八頁も参照。

(8) 原田尚彦「行政訴訟の構造と実体審査」（『公法の課題』所収）四〇五頁。

(9) この現状については、拙稿「原子力行政の実態と問題点」自由と正義四二巻九号二五頁以下参考。

(10) 違法判例の基準については、交告尚史「大規模施設と司法審査」公法研究五三号一二〇〇頁以下参考。

(11) この基本決定制度については、原田尚彦・前掲「東海原発訴訟第一審判決の意味」七七頁以下参考。この基本決定については法律による新たな法の定めが必要であるが、設置許可のなかで全サイクルについての一応の審査をする方法については解釈論的に対応可能であると思われる。

（すどう・しげゆき）

◎現代の視点／原発行政への司法審査のあり方

◎主要原子力施設関連訴訟一覧表

裁判の名称	地裁提訴日	訴訟形式	現在の状況と注目点
伊方1号炉原発訴訟	73.8.27	原子炉設置許可処分の取消訴訟（行政訴訟）	最高裁判決（92.10.29・請求棄却） 福島第二原発訴訟とならんで、実体判断を示した最初の最高裁判決。立証責任は被告にあるとしたが、原子炉設置許可の規制対象を原子炉の基本設計のみとしたうえで、原告の請求棄却。
東海第二原発訴訟	73.10.27	原子炉設置許可処分の取消訴訟（行政訴訟）	東京高裁に控訴・係争中（水戸地裁判決85.6.25・請求棄却） 行政訴訟の機能と高度科学技術裁判という性格から、審査の対象を二重にしばった一審判決の問題と、基本設計と詳細設計を区分することの問題等が論議されている。
岩佐訴訟	74.4.15	日本原電に対する損害賠償訴訟（民事訴訟）	最高裁判決（91.12.17・請求棄却） 元原発作業員が作業中の被曝で放射線皮膚炎にかかったとして損害賠償を請求したが、因果関係の立証がないとして請求棄却。
福島第二原発訴訟	75.1.7	原子炉設置許可処分の取消訴訟（行政訴訟）	最高裁判決（92.10.29・請求棄却） 伊方1号炉原発訴訟とならんで実体判断を示した最初の最高裁判決。判決の特徴は伊方原発最高裁判決と同じ。
伊方2号炉原発訴訟	78.6.9	原子炉設置許可処分の取消訴訟（行政訴訟）	松山地裁にて係争中 弁護士も学者の補佐人もつけない本人訴訟。
柏崎原発訴訟	79.7.20	原子炉設置許可処分の取消訴訟（行政訴訟）	新潟地裁にて係争中 多数の原告（2000名）により放射能の危険性を追及。原告数では原発裁判最大のマンモス訴訟。
女川原発運転差止訴訟	81.12.16	東京電力に対する運転差止訴訟（民事訴訟）	仙台地裁にて係争中 原発裁判としては初めての民事訴訟（人格権・環境権に基づく運転・建設差止請求）で注目されたが、裁判の長期化が目立つ。
原発風評被害訴訟	83.11.6	日本原電に対する損害賠償請求訴訟（民事訴訟）	名古屋高裁金沢支部判決（89.5.17・請求棄却・確定） 1981年の日本原電敦賀発電所からの放射性物質の漏出で海産物の売上が減少したとして金沢産魚介類の仲買人が損害賠償を求めたが、因果関係がない等の理由で請求棄却。
もんじゅ訴訟	85.9.26	原子炉設置許可処分の無効確認訴訟（行政訴訟）	最高裁判決（92.9.22・原告適格を認め、福井地裁に差戻し） 半径20km内の住民にしか原告適格を認めなかった高裁判決を取り消して全員に原告適格を認める。高速増殖炉に対する行政訴訟である点が注目点。
		動燃に対する建設・運転差止訴訟（民事訴訟）	福井地裁にて係争中 原発訴訟における立証責任のあり方が問題としてある。
泊原発運転差止訴訟	88.8.31	北海道電力に対する建設・運転差止訴訟（民事訴訟）	札幌地裁にて係争中 環境権に基づく原発の建設・運転差止訴訟であるが、多数の原告数（1000人以上）と弁護士をたてない本人訴訟であることが特徴。
能登原発運転差止訴訟	88.12.11	北陸電力に対する建設差止訴訟（民事訴訟）	金沢地裁にて係争中 多数の原告（200名）により人格権・環境権に基づく妨害予防請求として差止請求。
ウラン濃縮工場訴訟	89.7.13	ウラン濃縮施設の事業許可処分の取消訴訟・無効確認訴訟（行政訴訟）	青森地裁にて係争中 初めての核燃料サイクル施設に対する訴訟。無効確認訴訟では、濃縮を「加工」と解釈できないと主張している。
高浜2号炉運転差止訴訟	91.10.9	関西電力に対する運転差止訴訟（民事訴訟）	大阪地裁にて係争中 損傷率が高く3年後に交換を予定している蒸気発生器の安全性に争点をしばっている。原告が半径150km圏に広がる点も特徴的。
低レベル廃棄物処分施設裁判	91.11.7	低レベル放射能廃棄物貯蔵施設の許可処分の取消訴訟（行政訴訟）	青森地裁にて係争中 許可処分手続きの違法性も追及するが、最大の争点は地層処分の危険性。

※この一覧表は『反原発新聞』と『自由と正義』(42巻9号)の情報をベースにしながら必要な加除を行ない作成した。